

# 令和3年度 東京都入札監視委員会

## 第1回 制度部会

○ 日時：令和3年8月11日（水） 午後1時30分から

○ 会場：都庁第一本庁舎16階 特別会議室S4

（※上記会議室を拠点としたオンライン会議）

### ○ 次 第

- 1 開会
- 2 出席者及び定足数の確認
- 3 議事進行の説明
- 4 資料の説明
- 5 審議
  - (1) 施工時期等の平準化について【経過報告】 資料1
  - (2) 工事の総合評価方式について【経過報告】 資料2
- 6 閉会

# 令和3年度東京都入札監視委員会 第1回制度部会

## 出席者

### 部会構成員

(敬称略)

|     |                              |      |
|-----|------------------------------|------|
| 部会長 | 東京大学大学院工学系研究科教授              | 堀田昌英 |
| 委員  | 東北公益文科大学准教授                  | 斉藤徹史 |
| 委員  | (元)品川リフラクトリーズ(株)<br>代表取締役副社長 | 仲田裕一 |
| 委員  | 弁護士                          | 原澤敦美 |

### 都側職員

|                    |      |
|--------------------|------|
| 財務局 経理部長           | 古川浩二 |
| 財務局 契約調整担当部長       | 小泉雅裕 |
| 財務局 経理部 契約調整担当課長   | 松永慎平 |
| 財務局 経理部 契約調整技術担当課長 | 高柳睦夫 |
| 財務局 経理部 電子調達担当課長   | 武田秀章 |

## 1. 平準化を取り巻く社会状況

|        |   |
|--------|---|
| H26.06 | ・品確法において、発注者の責務として「 <b>計画的に発注</b> を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること」が規定   |
| H27.01 | ・「発注関係事務の運用に関する指針」において、発注者に対し、 <b>施工時期の平準化に努める</b> ことが規定  |
| R01.06 | ・ <b>改正品確法</b> において、発注者の責務として、「 <b>公共工事等の実施の時期の平準化</b> 」が規定<br>・ <b>改正入契法</b> において、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講ずることが「 <b>努力義務化</b> 」 |
| R01.10 | ・「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が改正され、 <b>施工時期の平準化を図るための措置を講ずることが規定</b>   |
| R02.01 | ・「発注関係事務の運用に関する指針」が改正され、 <b>平準化の取組強化</b> が位置づけ  |

## 2. 平準化に向けた東京都のこれまでの取組状況

■ H28～H30年度：発注時期の平準化……【工事】集中期（10～12月）と端境期（3～5月）の発注件数の比率を概ね1.5倍程度とする

■ R01～R03年度：施工時期等の平準化

【工事】4～6月の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数

| 業種       | 建築     | 土木     | 設備     |
|----------|--------|--------|--------|
| 目標（R3年度） | 0.90以上 | 0.90以上 | 0.80以上 |

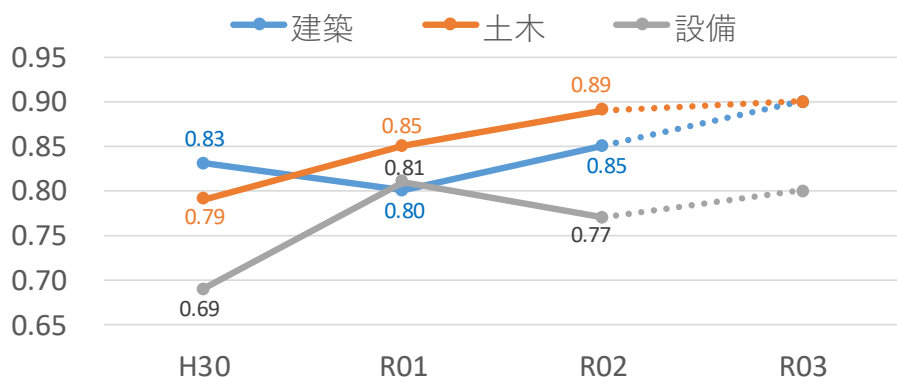


図1 平準化の推移（工事）

【設計等委託】2～3月に履行期限を迎える割合

| 業種       | 設計    | 測量    | 地質調査  |
|----------|-------|-------|-------|
| 目標（R3年度） | 40%以下 | 40%以下 | 35%以下 |

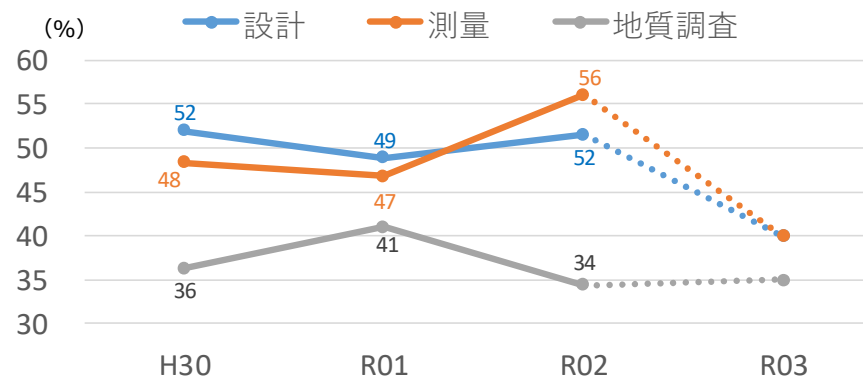


図2 平準化の推移（設計等委託）

# 施工時期等の平準化について【経過報告】

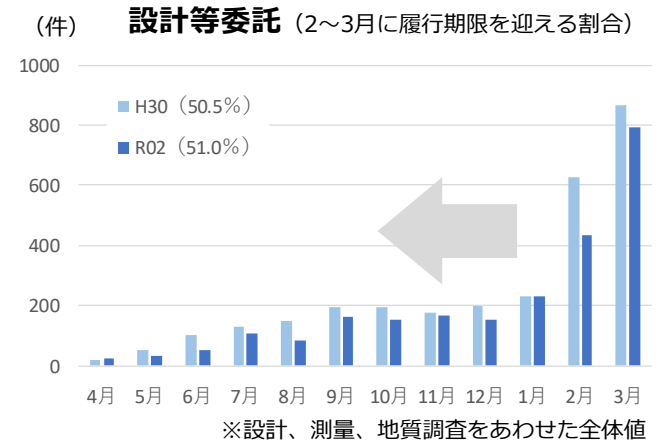
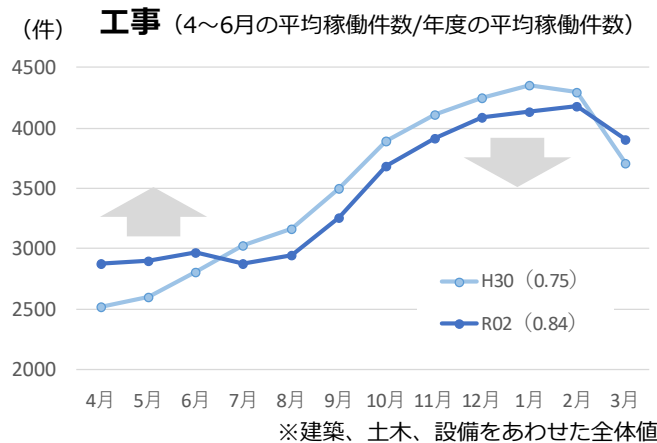
## 3. 平準化に向けた東京都の具体的な取組内容

- 工期12か月未満の債務負担行為、ゼロ都債、繰越明許費の積極的な活用
- 技術者の確保を柔軟に行える技術者配置準備期間を設定する制度の活用
- 年度当初に速やかに発注できるよう前年度のうちに積算までを完了（積算の前倒し）
- 電子調達システムの年間発注予定表の検索機能の充実
- 発注予定工事が地区単位で一括して確認できるよう、関東地方整備局が推進する発注見通しの統合・公表へ参画

## 4. 今後の方向性について

### 視点①：平準化に係る取組の一層の推進

- 発注者の責務を果たしていくため、引き続き平準化に取り組む
- 平準化の進捗・取組状況を見える化して、継続的にフォローアップ



### 視点②：設計等委託に係る取組の促進

- 過去の実績の推移を見ると、工事に比べ設計等委託の平準化は、目標と現状の乖離が大きい
- R4年度予算要求を皮切りにこれまでの取組内容の一層の活用を図るとともに、これまでより一歩進んだ取組を検討

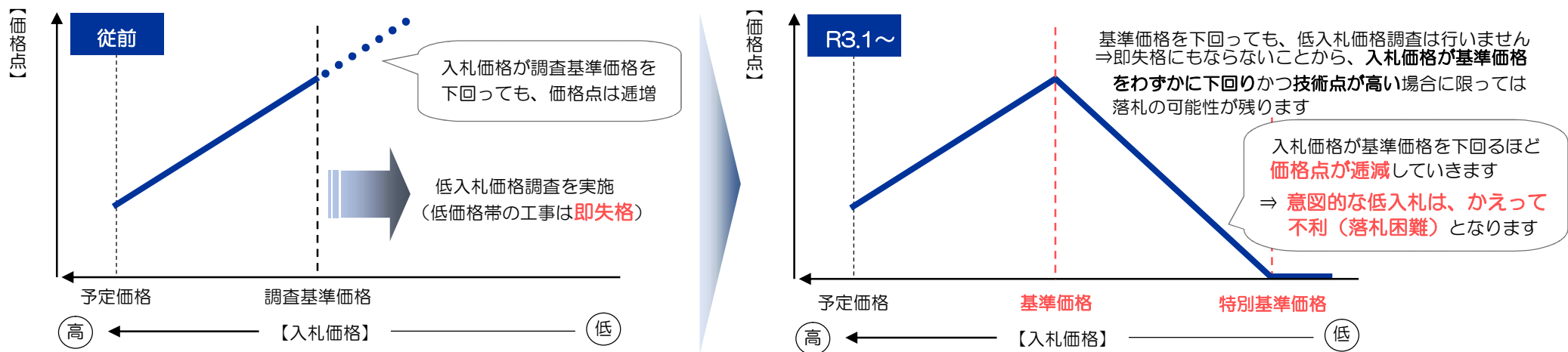
### 視点③：関係部署との連携強化

- 一層の平準化の推進には、起工部署や計理部署、契約部署等の関係部署が連携する必要
- 平準化の意義や重要性について、様々な機会を捉え周知徹底

## 1. 制度改定の内容

- 令和3年1月1日以降に公告等を行う案件から試行
- 従前の価格点は、「経済性」の観点から低入札ほど評価が高くなるように設定していたが、新たに「履行の確実性」の観点を加え、入札価格が一定の価格水準を下回ると、価格点での優位性がなくなるように見直し
- 具体的には、調査基準価格に代わる「基準価格」を設定し、入札価格が「基準価格」を下回るほど、「履行の確実性」が損なわれる可能性があるものとして、価格点を透減
- 入札価格が「特別基準価格」を下回る場合には、価格点を0点

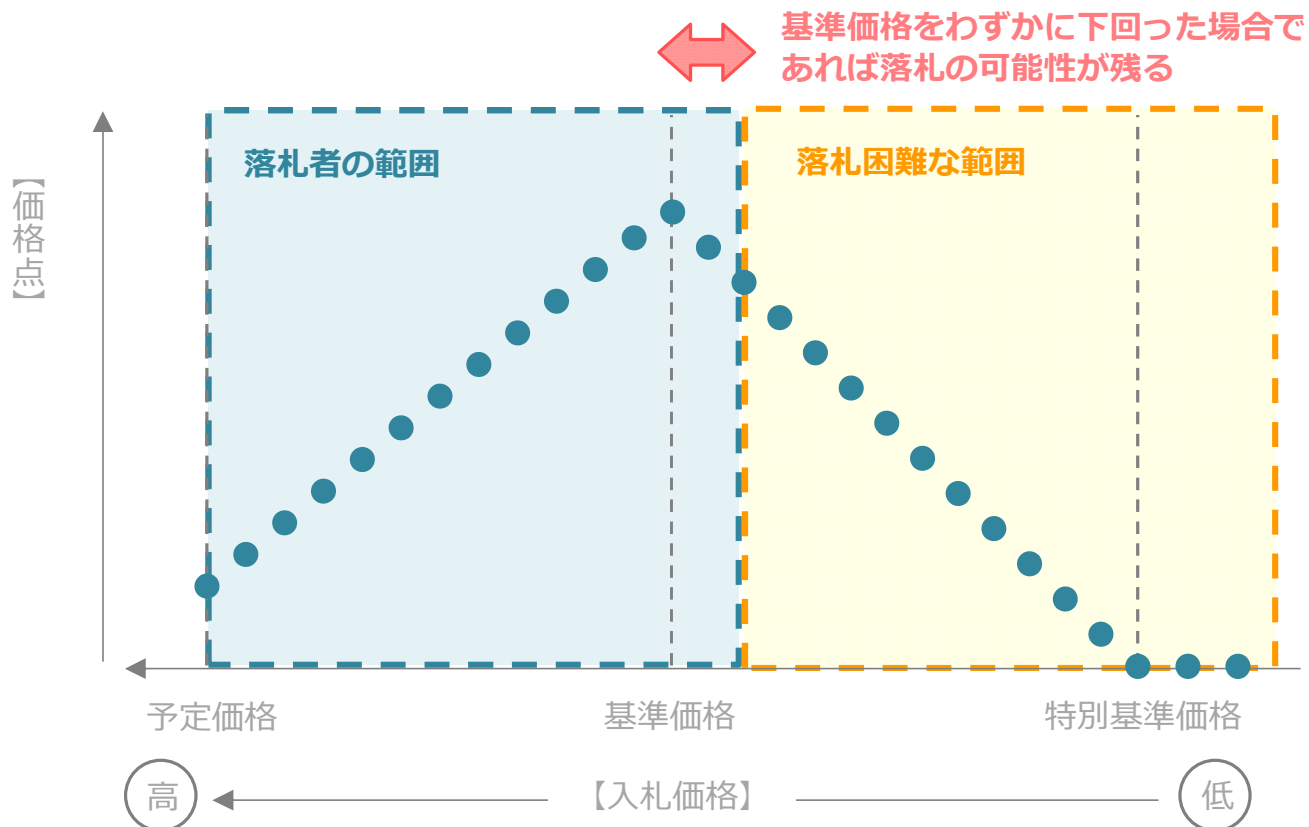
### 「制度イメージ」



# 工事の総合評価方式について【経過報告】

## 2. 事前シミュレーション

- 過去の入札実績に新たな価格点の算定式を適用した場合
- 基準価格をわずかに下回った場合であれば落札の可能性が残ると想定



(出典) 工事における総合評価方式の一部改定（価格点の新たな評価の導入）に関する説明会資料

図1 入札シミュレーション

# 工事の総合評価方式について【経過報告】

## 3. モニタリング結果（6月末までの落札案件）

◀適用状況▶

- 対象工事……………101件（施工能力審査型93件、技術実績評価型8件） ※知事部局、落札ベース
- 対象工事における延べ応札者数……566者（施工能力審査型526者、技術実績評価型40者）

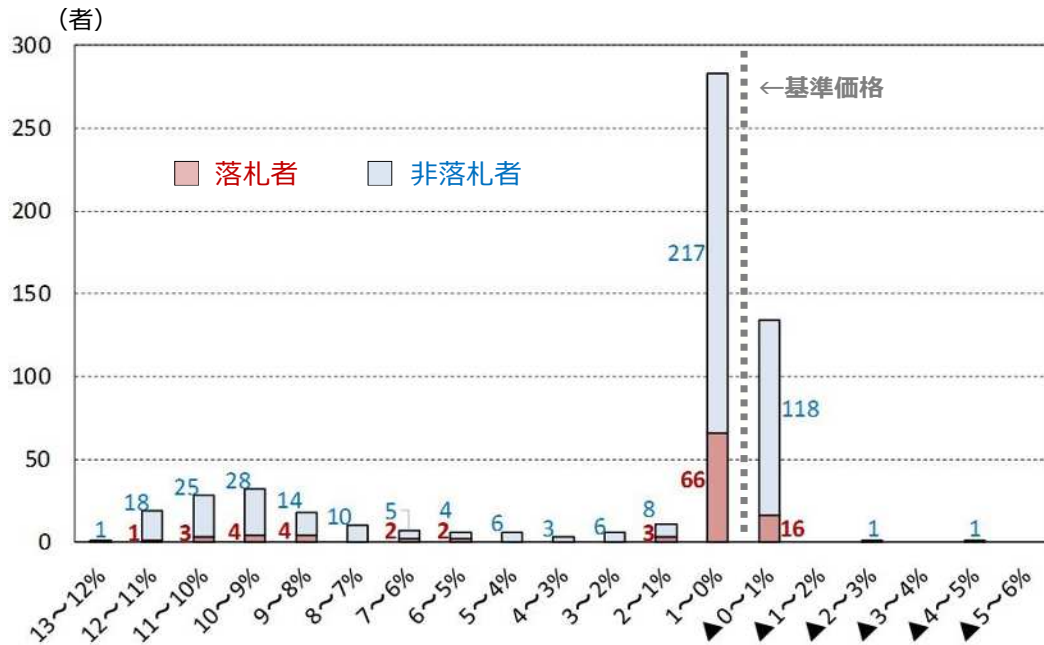


図2 入札価格と基準価格の差額が予定価格に占める割合の分布

表1 入札価格と基準価格の差額が予定価格に占める割合の分布（落札者）

|       | 12~11% | 11~10% | 10~9% | 9~8% | 7~6% | 6~5% | 2~1% | 1~0% | ▲0~1% |
|-------|--------|--------|-------|------|------|------|------|------|-------|
| 落札者   | 1      | 3      | 4     | 4    | 2    | 2    | 3    | 66   | 16    |
| 割合(%) | 1%     | 3%     | 4%    | 4%   | 2%   | 2%   | 3%   | 65%  | 16%   |

基準価格を平均5,000円程度下回る  
(最大でも約75,000円)

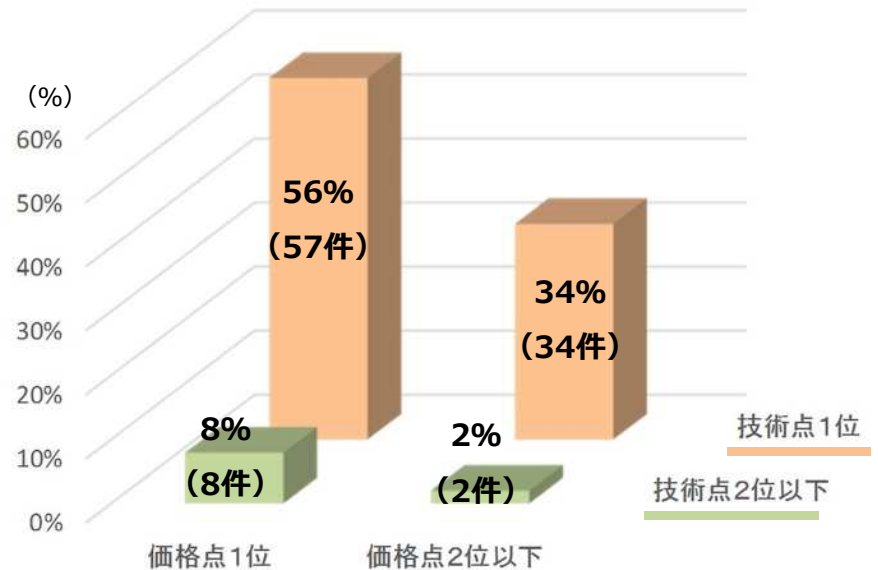


図3 落札者の得点状況

- 事前シミュレーション通りの結果
- 基準価格をわずかに下回った価格帯（▲0~1%）でも落札
- その場合は基準価格を平均5,000円程度下回る（最大で約75,000円下回る）
- 技術点1位の会社が落札する割合は約9割